

障害者就業・生活支援センター（仙台圏域・南部）指定候補者募集要領

この要領は、宮城県が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35 年法律第123 号。以下「法」という。）第27 条の規定に基づき指定する、障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）の指定に当たり、業務提案を広く募集し、総合的な審査により指定候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

本県では、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、センターを指定し、県内の7の障害保健福祉圏域に1箇所ずつ設置している。

今般、さらなる適切な事業実施を図るため、仙台圏域に新たなセンターを増設することとしたことから、当該圏域の一部を活動の区域とするセンターの指定候補者を募集する。

2 業務の内容

- (1) 職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下「支援対象障害者」という。）からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡調整、支援対象障害者に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、関係機関に係る情報の提供その他の支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な援助を総合的に行うこと。
- (2) 支援対象障害者が職業準備訓練や職場実習を受けることについてあつせんすること。
- (3) (1)、(2)のほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

なお、現在のセンターは雇用安定等事業に関して宮城労働局との間で、生活支援等事業に関して宮城県（保健福祉部障害福祉課）との間で委託契約を締結している。センター及び各委託事業の詳細は、以下のとおり。

- 資料1 障害者就業・生活支援センター概要
- 資料2 障害者就業・生活支援センターの指定と運営について
- 資料3 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）について
- 資料4 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）について

3 活動区域

仙台圏域の一部（仙台市若林区・太白区、名取市、岩沼市、亘理町、山元町。以下「仙台圏域・南部」という。）

4 業務提案に応募できる者に必要な資格等に関する事項

- (1) 支援対象障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は医療法人であること。
- (2) 仙台圏域・南部内にセンターを設置し、主任就業支援担当者、就業支援担当者、生活支援担当者を配置できること。
- (3) 事業を行うに十分な財政的基礎を有すること。
- (4) 活動を行う地域にある関係機関との連携が十分に可能と認められること。

- (5) 支援対象障害者を継続して確保できる見通しがあること。
- (6) 基礎訓練（支援対象障害者との信頼関係の形成、支援対象障害者の能力・特性等の把握を目的とした訓練）の実施体制が適切であること。
- (7) 職業準備訓練及び職場実習のあっせん及びその対象者への支援の実施体制が適切であること。
- (8) 職業準備訓練又は職場実習の修了者の雇用の場の確保の見通しがあること。
- (9) 障害者の就業及び生活に関する支援活動の実績があること。
- (10) 地元自治体の積極的関与があること。
- (11) 法人の運営に関し特段の問題が認められないこと。（例えば、法第43条に基づく法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること。その他労働関係法令等に違反し社会通念上著しく信用を失墜している等、センター事業の遂行に支障を来す者でないこと。）

5 業務に関する質問受付及び回答

本事業に関する質問については、質問書（様式第2号）を提出すること。（口頭及び電話による照会については応じない。）

(1) 提出先等

イ 受付期間 令和7年11月14日（金）から令和7年11月28日（金）午後5時まで

ロ 提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班

ハ 提出方法 指定様式（様式第2号）を用いて、E-mailの方法のみにより受け付けるものとする。【E-mail アドレス：koyousu@pref.miyagi.lg.jp】

ニ 回答 質問に対する回答は、集約したものを、本県公式ウェブサイトの雇用対策課のホームページにおいて、令和7年12月3日（水）午後5時までに公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない）。

ただし、参加資格に関することや、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

6 業務提案書の提出

(1) 提出期限 令和7年12月11日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法 電子メールにより提出すること。件名を「障害者就業・生活支援センター（仙台圏域・南部）指定候補者 業務提案書」とし、電話にて宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班宛てに受信確認を行うこと。なお、いかなる理由があっても提出期限後に県に到達したものは受け付けない。

セキュリティやファイル容量の都合等により、送信が困難な場合は宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班宛て連絡すること。

なお、押印が必要な書類は、押印の上、その写しをPDF形式で提出すること。押印した原本はプレゼンテーション審査の際に提出を求めるので、それまで保管すること。

(3) 提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班

【E-mail アドレス：koyousu@pref.miyagi.lg.jp】

(4) 提出書類

イ 参加申込書（様式第1号）

ロ 業務提案書（様式第3号）

障害者就業・生活支援センター（仙台圏域・南部）指定候補者募集要領に基づき作成すること。

ハ 誓約書（様式第4号）

ニ 法人概要（パンフレット等）

ホ 過去3年分の法人の決算書

(5) 提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。

また、提出された書類は、一切返却しない。

(6) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

イ 提出された業務提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。

ロ 本実施要領等に従っていない場合。

ハ 下記7に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合。

ニ 同一の団体等が2つ以上の業務提案書を提出した場合。

ホ 業務提案方式による公正な業務提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合。

ヘ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案。

(7) その他

イ 業務提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。

ロ 業務提案書の再提出は、認めない。

ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された業務提案書は返却しない。

ニ 審査は提出された業務提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

7 指定候補者の決定

(1) 指定候補者の選定方法

「障害者就業・生活支援センター（仙台圏域・南部）指定候補者に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において応募のあった事業の業務提案書及びプレゼンテーションを、下記（2）の審査項目に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を業務委託候補者として選定する。

(2) 審査方法

イ 業務提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。

ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点が最も高い応募者1者を指定候補者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が指定候補者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

ニ 応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。

(3) 審査基準

イ 評価点は、次の審査項目及び配点（合計100点）とする。

	審査項目	評価点
1	支援対象障害者の継続的な確保 支援対象障害者を継続して確保できる見通しがあるか。	10
2	基礎訓練の実施体制等支援に係る事業内容及び事業計画 基礎訓練を行うための併設施設又は提携施設を確保しており、当該施設等において基礎訓練を適正かつ確実に行うことができる見通しがあるか。	10
3	地域の関係機関との連携状況 地域にある公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校、精神保健福祉センターその他の関係機関との連携が十分に図られる見通しがあるか。	10
4	職員配置・体制 業務に必要な職員を確実に配置できるなど、事業の実施のために必要な体制が確保できる見通しがあるか。	10
5	職業準備訓練の実施体制 職業準備訓練又は職場実習中の支援、職場定着支援等のための人的体制が確保できる見通しがあるか。	10
6	雇用の場の確保 職業準備訓練又は職場実習の修了者の雇用の場の確保の見通しがあるか。	10
7	地元自治体の関与の状況 ①地元自治体の積極的関与、連携が見込まれるか。 例：センターのケース会議等に地元自治体の福祉部局等の参加が予定されているなど。 ②センターの運営主体となる法人と地元自治体との間に良好な関係を築く見込みがあるか（福祉担当部局及び商工部局等）。	10
8	障害者の就業及び生活に関する支援の活動実績 ①当該法人の支援を受けた障害者で就職した者が過去3年間で、相当程度いるか。 ②今後、相当程度、見込めるか。	10
9	財政的基礎 ①事業を行うに十分な財政的基礎を有するか。	10
10	事業全体に係るスケジュール ① 全体スケジュールは提案内容を実施するに当たり実現性があるか。	10

ロ 順位点は、次のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位：0点

(4) 一次審査（書面審査）

イ 一次審査の実施日

令和7年12月12日（金）

ロ 審査の実施方法

提案事業者が3者を超えた場合は、応募のあった業務提案書について、上記（3）の審査項目及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、上位3事業者を選定する。

ハ 一次審査結果の通知

審査終了後は速やかに全ての業務提案書提出者に審査結果を通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を電子メール等で連絡する。

(5) プレゼンテーション審査

イ プレゼンテーション実施日

令和7年12月18日(木) 予定

ロ 実施会場

宮城県自治会館 205会議室(仙台市青葉区上杉一丁目2番3号)

ハ 実施方法

- ・出席者は1応募者につき3名以内とする。
- ・1応募者当たりの持ち時間は30分以内(説明15分以内、質疑応答15分以内)とし、県から指示した時間で順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された業務提案書に基づいてプレゼンテーションを行うものとし、当日の追加資料配付は原則として認めない。

ニ 審査結果の通知

業務提案書及びプレゼンテーションにより、上記(3)の評価基準に基づいて選定委員が審査し、採点評価・順位付けを行い、各選定委員が付けた順位点の総計最上位1事業者を選定する。審査が終了次第、プレゼンテーション出席者に審査結果を書面にて通知することとし、選定結果については、後日宮城県経済商工観光部雇用対策課ホームページにて公表する。

8 応募者が1者又はない場合の取扱い

(1) 応募者が1者の場合

上記8(5)によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当会社を指定候補者として選定する。

(2) 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度業務提案を募集するものとする。

9 センターの指定

- (1) 選定された指定候補者は、別に定める日までに、障害者就業・生活支援センター指定申請書を県に提出する。
- (2) 宮城県知事は、提出のあった指定申請書について審査の上、センターの指定を行う。
- (3) 指定時期(予定) 令和8年1月中旬以降

10 業務提案実施に係るスケジュール

- (1) 業務提案募集に関する公告・・・・・・・・・・ 令和7年11月14日(金)
(県経済商工観光部雇用対策課のホームページに掲載する。)
- (2) 募集内容に関する質問受付・・・・・・・・令和7年11月14日(金) から
11月28日(金) 午後5時まで 必着
- (3) 質問に対する回答・・・・・・・・・・ 令和7年12月3日(水)
- (4) 業務提案書の提出締切・・・・・・・・・・ 令和7年12月11日(木) 午後5時まで 必着
- (5) 一次審査(応募者が3者を超えた場合)・・・・・・・・・・ 令和7年12月12日(金)
- (6) 一次審査の結果(応募者が3者を超えた場合)及び
プレゼンテーション審査の日程通知・・・・・・・・・・ 令和7年12月15日(月)
- (7) プレゼンテーション審査・・・・・・・・・・ 令和7年12月18日(木)
- (8) プレゼンテーション審査結果の発表・・・・・・・・・・ 令和7年12月22日(月)
- (9) 指定候補者との指定に関する準備・・・・・・・・・・ 令和8年1月
- (10) 指定予定・・・・・・・・・・ 令和8年1月中旬以降

1 1 業務提案実施に当たる広報

事業の業務提案募集要領及び業務提案に係る様式等については、令和7年11月14日（金）から、宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページに公開する。

1 2 注意事項

- （1）本指定は、法第27条の規定に基づき指定するものであり、指定については、法令に従う。
- （2）業務提案に要する費用は、すべて業務提案者の負担とする。
- （3）業務提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は業務提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による業務提案の実施を延期または取り止めることがある。
- （4）県は、業務提案者から提出された提案書等は、本業務における指定候補者の選定以外の目的に使用しないものとする。
- （5）業務提案者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- （6）提出された業務提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例等（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非開示部分（個人情報や公開することにより業務提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など）を除き、開示することとなる。